

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

### ◎ 告 示

- 長崎県総務部関係補助金等交付要綱の一部改正
  - ・生活保護法に基づく指定医療機関の指定
  - ・生活保護法に基づく指定医療機関の休止
  - ・生活保護法に基づく指定医療機関の廃止
- 長崎県中小企業対策資金貸付要綱の一部改正
- 長崎県水産部関係補助金等交付要綱の一部改正
  - ・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生
  - ・公有水面埋立ての竣工認可
  - ・急傾斜地崩壊危険区域の指定

- 所管課(室)名
- 総務文書課
  - 福祉保健課
  - //
  - //
  - 経営支援課
  - 漁政課
  - 漁業振興課
  - 港湾課
  - 砂防課

### ◎ 公 告

- ・地籍調査の成果の認証
- ・奈尻尾漁港における漁港施設等活用事業の実施者の公募の変更
- ・土地改良事業計画の変更を適当とする旨の決定
- ・測量の終了(3件)

- 土地対策室
- 漁港漁場課
- 農村整備課
- 建設企画課

## 告 示

### 長崎県告示第269号

長崎県総務部関係補助金等交付要綱(平成19年長崎県告示第291号)の一部を次のように改正し、令和8年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和8年4月7日

長崎県知事 平田 研

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表(第2条関係) 学事振興課関係						別表(第2条関係) 学事振興課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	長崎県私立学校教育振興費補助金	私立の高等学校等における教育の振興と保護者の教育費負担の軽減を図る。	補助対象者が高等学校(広域通信制課程は学校指定型ふるさと納税制度にかかる経費に限る。)等を運営するために要す	略		1	長崎県私立学校教育振興費補助金	私立の高等学校等における教育の振興と保護者の教育費負担の軽減を図る。	補助対象者が高等学校(広域通信制課程を除く。)等を運営するために要する経費	略	

			る経費	
2	略			
3	長崎県私立学校授業料軽減補助金	私立の高等学校等に通学する生徒等の保護者の経済的負担の軽減を図る。	補助対象者が、別に定める保護者の負担する生徒等の授業料に対して軽減措置を行う場合における当該軽減相当額	略
4	長崎県私立学校授業料軽減臨時補助金	私立の高等学校等に通学する生徒等の保護者（県内に住所を有する者に限る。）の経済的負担の軽減を図る。	補助対象者が、失職、倒産等の家計急変による経済的理由から授業料の納付が困難で、別に定める者と同程度の経済的状況にある保護者の負担する生徒等の授業料に対して軽減措置を行う場合における当該軽減相当額	略
5	略			
6	長崎県私立専修学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校をいう。以下同じ。）における教育の振興と経営の健全化を図る。	私立の専修学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校をいう。以下同じ。）における教育の振興と経営の健全化を図る。	専修学校（大学受験、公務員受験、語学学習等を目的とする学科を除く。）の教育に要する次に掲げる経費 (1) 人件費 (2) 教育研究経費 (3) 管理経費	別に定める額に学生の数に乗じて得た額
7	長崎県専修学校及び各種学校（学校教育法第134条第1項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）の教育の質及び学校の魅力	専修学校及び各種学校（学校教育法第134条第1項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）の教育の質及び学校の魅力	補助対象者が実施する補助目的の達成に必要な事業に要する経費	予算の範囲内で知事が定める額

2	略			
3	長崎県私立学校授業料軽減補助金	私立の高等学校等に通学する生徒の保護者（県内に住所を有する者に限る。以下同じ。）の経済的負担の軽減を図る。	補助対象者が、別に定める保護者の負担する生徒の授業料に対して軽減措置を行う場合における当該軽減相当額	略
4	長崎県私立学校授業料軽減臨時補助金	私立の高等学校等に通学する生徒の保護者（県内に住所を有する者に限る。）の経済的負担の軽減を図る。	補助対象者が、失職、倒産等の家計急変による経済的理由から授業料の納付が困難で、別に定める者と同程度の経済的状況にある保護者の負担する生徒の授業料に対して軽減措置を行う場合における当該軽減相当額	略
5	略			
6	長崎県私立専修学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校をいう。以下同じ。）における教育の振興と経営の健全化を図る。	私立の専修学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校をいう。以下同じ。）における教育の振興と経営の健全化を図る。	専修学校（大学受験、公務員受験、語学学習等を目的とする学科を除く。）の教育に要する次に掲げる経費 (1) 人件費 (2) 教育研究経費 (3) 管理経費	別に定める額に生徒の数に乗じて得た額
7	長崎県専修学校及び各種学校（学校教育法第134条第1項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）の教育の質及び学校の魅力	専修学校及び各種学校（学校教育法第134条第1項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）の教育の質及び学校の魅力	補助対象者が実施する補助目的の達成に必要な事業に要する経費	予算の範囲内で知事が定める額

		の向上を図り、もって専修学校及び各種学校の振興に資する。			人長崎県専修学校各種学校連合会という名称で設立された法人をいう。 <u>以下同じ。</u>				崎県専修学校各種学校連合会という名称で設立された法人をいう。		
8～11 略					8～11 略						
12	九州ブロック専門学校体育大会長崎大会補助金	九州の専修学校及び各種学校に在学する学生の体力向上及び健全なるスポーツ精神を養い、もって専修学校及び各種学校の振興に資する。	九州ブロック専門学校体育大会長崎大会の運営に要する経費	10分の10。ただし、50万円を限度とする。	一般社団法人長崎県専修学校各種学校連合会	12	九州ブロック専門学校体育大会長崎大会補助金	九州の専修学校及び各種学校に在学する学生の体力向上及び健全なるスポーツ精神を養い、もって専修学校及び各種学校の振興に資する。	九州ブロック専門学校体育大会長崎大会の運営に要する経費	10分の10。ただし、50万円を限度とする。	社団法人長崎県専修学校各種学校連合会 (昭和38年5月8日に社団法人長崎県専修学校各種学校連合会という名称で設立された法人をいう。)
13～15 略					13～15 略						
16	長崎県私立専門学校授業料等軽減補助金	私立専修学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。	補助対象者が、 <u>学生が負担すべき授業料及び入学金に対して軽減措置を行う場合における当該軽減相当額</u>	略		16	長崎県私立専門学校授業料等軽減補助金	私立専修学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。	補助対象者が、 <u>生徒が負担すべき授業料及び入学金に対して軽減措置を行う場合における当該軽減相当額</u>	略	
17 略					17 略						
18	長崎県私立大学及び短期大学外国人留学生支援事業費					18	長崎県私立大学及び短期大学外国人留学生支援事業費	私立大学等の留学生受入促進策及び留学生の県内就職促進策を充実することに より、本県	補助対象者が実施する留学生受入促進事業及び留学生の県内就職促進事業に要する経費	2分の1以内	私立大学及び短期大学を設置する学校法人

	補助金を訪れる留学生の確保及び本県の定着を図り、キャンパスの活性化、国際化の進展並びに地域及び経済の活性化に資する。
18~20 略	19~21 略

**長崎県告示第270号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関として次のとおり指定した。

令和8年4月7日

長崎県知事 平田 研

（指 定）

医療機関名	開設者	所在地	指定年月日	有効期間
おくむらクリニック	奥村 正彦	長崎県諫早市西小路町774-5	令和8年2月1日	令和14年1月31日
ミツバチ薬局	ミツバチ商店株式会社 代表取締役 下坂 美紀	長崎県大村市古賀島町593-2	令和8年2月1日	令和14年1月31日
こおり薬局	鶴田 孝義	長崎県大村市皆同町162-5	令和8年2月13日	令和14年2月12日
あおぞら薬局	ヒューレックス株式会社 代表取締役 香田 加乃子	長崎県五島市吉久木町626-1	令和8年2月1日	令和14年1月31日
すみれ薬局	クオール株式会社 代表取締役 柄澤 忍	長崎県南島原市深江町丁2235	令和8年2月1日	令和14年1月31日
徳永歯科医院	徳永 秀信	長崎県雲仙市国見町土黒甲104	令和8年1月1日	令和13年12月31日
宮の町薬局	株式会社エスアール企画 代表取締役 榑原 昌宏	長崎県島原市宮の町687	令和8年3月13日	令和14年3月12日
医療法人 横尾病院	医療法人 横尾病院 理事長 横尾 秀康	長崎県諫早市川床町395番地2	令和8年3月1日	令和14年2月29日
にしむらクリニック	医療法人社団 西村医院 理事長 西村 柳介	長崎県諫早市永昌町43番22号	令和8年3月1日	令和14年2月29日
久山歯科	小鉢 武稔	長崎県諫早市久山台10-1	令和8年3月1日	令和14年2月29日
ヤクシン薬局 御館山店	株式会社 ヤクシンPG 代表取締役 藤本 明弘	長崎県諫早市永昌町43番19号	令和8年3月1日	令和14年2月29日
くやま薬局	有限会社 一心堂 代表取締役 堀 剛	長崎県諫早市久山町2177-1	令和8年3月1日	令和14年2月29日

そうごう薬局諫早小野町店	総合メディカル株式会社 代表取締役 多田 荘一郎	長崎県諫早市小野町332-1	令和8年3月1日	令和14年2月29日
うちだ調剤薬局	有限会社ひろお 代表取締役 内田 直樹	長崎県大村市東本町578	令和8年3月1日	令和14年2月29日
長崎調剤薬局 富の原店	キヤマメディカル株式会社 代表取締役 木山 為彦	長崎県大村市富の原2-748-1	令和8年3月3日	令和14年3月2日
おおしま薬局（富の原店）	株式会社 勝山薬局 代表取締役 大嶋 一鶴	長崎県大村市富の原2-215-1	令和8年3月1日	令和14年2月29日
公立小浜温泉病院	雲仙・南島原保健組合 管理者 金澤 秀三郎	長崎県雲仙市小浜町マリーナ3番地2	令和8年3月1日	令和14年2月29日
クオール薬局 小浜店	クオール株式会社 代表取締役 柄澤 忍	長崎県雲仙市小浜町マリーナ3-2	令和8年3月1日	令和14年2月29日
小嶺整形外科クリニック	医療法人 バディメディカル 理事長 小嶺 俊	長崎県南島原市有家町中須川196番地1	令和8年3月1日	令和14年2月29日
新上五島町立 若松歯科診療所	新上五島町長	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷160番地36	令和8年3月17日	令和14年3月16日
永瀬永寿堂薬局 ティアラ店	株式会社 太平NSE 代表取締役 中村 紳吾	長崎県対馬市厳原町今屋敷661-3	令和8年2月1日	令和14年1月31日
あい調剤薬局 南町店	株式会社EX-PLUS 代表取締役 増田 勇太	長崎県五島市池田町5-28	令和8年2月1日	令和14年1月31日
やまうち薬局	株式会社 やまうち薬局 代表取締役 出口 源氏	長崎県五島市岐宿町中嶽1080	令和7年7月1日	令和13年6月30日

**長崎県告示第271号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から休止の届出があった。

令和8年4月7日

長崎県知事 平田 研

（休 止）

医療機関名	開 設 者	所 在 地	休止年月日
医療法人 本多南光堂医院	医療法人 本多南光堂医院 理事長 本多 哲矢	長崎県南島原市南有馬町丁410番地	令和8年1月31日

**長崎県告示第272号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和8年4月7日

長崎県知事 平田 研

（廃 止）

医療機関名	開 設 者	所 在 地	廃止年月日
いなだ歯科	稲田 浩一	長崎県島原市加美町1000-2	令和7年12月31日

徳永歯科医院	徳永 秀	長崎県雲仙市国見町土黒甲104	令和7年12月31日
岩崎歯科医院	岩崎 三治	長崎県松浦市志佐町浦免1723-5	令和7年11月30日
有限会社あい調剤薬局南町店	有限会社あい調剤薬局 代表取締役 田中 秀和	長崎県五島市池田町5-28	令和8年1月31日

**長崎県告示第273号**

長崎県中小企業対策資金貸付要綱（平成15年長崎県告示第710号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から適用する。ただし、この告示による改正前の長崎県中小企業対策資金貸付要綱の規定により貸し付けたものは、なお従前の例による。

令和8年4月7日

長崎県知事 平田 研

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
(1) 経営安定対策貸付		(1) 経営安定対策貸付	
ア 経営安定資金（長期）		ア 経営安定資金（長期）	
項目	内容	項目	内容
略		略	
金利	年 <u>2.25%</u> 以内	金利	年 <u>1.95%</u> 以内
略		略	
イ 経営安定資金（短期）		イ 経営安定資金（短期）	
項目	内容	項目	内容
略		略	
金利	年 <u>1.85%</u>	金利	年 <u>1.55%</u>
略		略	
ウ 経営安定資金（長期設備）		ウ 経営安定資金（長期設備）	
項目	内容	項目	内容
略		略	
金利	年 <u>2.45%</u> 以内	金利	年 <u>2.15%</u> 以内
略		略	
エ 経営安定資金（経営力強化）		エ 経営安定資金（経営力強化）	
項目	内容	項目	内容
略		略	
金利	年 <u>1.30%</u>	金利	年 <u>1.10%</u>
略		略	
(2) 小規模企業者等対策貸付		(2) 小規模企業者等対策貸付	
ア 小規模企業者支援資金		ア 小規模企業者支援資金	
項目	内容	項目	内容
略		略	
金利	年 <u>2.10%</u> 以内	金利	年 <u>1.90%</u> 以内
略		略	
イ 下請企業・協同組合振興資金		イ 下請企業・協同組合振興資金	
項目	内容	項目	内容
略		略	
金利	年 <u>2.15%</u> （1年以内 <u>1.85%</u> ）	金利	年 <u>1.85%</u> （1年以内 <u>1.55%</u> ）
略		略	

<p>(3) 緊急資金繰り対策貸付 緊急資金繰り支援資金</p> <table border="1"> <tr><th>項目</th><th>内容</th></tr> <tr><td>略</td><td></td></tr> <tr><td>金利</td><td>年1.60%</td></tr> <tr><td>略</td><td></td></tr> </table> <p>(4) 特別対策貸付 ア 再生支援資金</p> <table border="1"> <tr><th>項目</th><th>内容</th></tr> <tr><td>略</td><td></td></tr> <tr><td>金利</td><td>年2.10%以内</td></tr> <tr><td>略</td><td></td></tr> </table> <p>イ 地域産業支援資金</p> <table border="1"> <tr><th>項目</th><th>内容</th></tr> <tr><td>略</td><td></td></tr> <tr><td>金利</td><td>融資対象(1) 年2.10% 融資対象(2) 年1.85%以内</td></tr> <tr><td>略</td><td></td></tr> </table> <p>ウ 地方創生推進資金</p> <table border="1"> <tr><th>項目</th><th>内容</th></tr> <tr><td>略</td><td></td></tr> <tr><td>金利</td><td>融資対象(1) 10年目まで年1.30%、11年目以降はその時点での経営安定資金（長期）の利率以内とする。 融資対象(2)及び(3) 年1.60%</td></tr> <tr><td>略</td><td></td></tr> <tr><td>取扱期間</td><td>平成28年4月1日から令和9年3月31日の保証承諾分まで</td></tr> </table> <p>エ 創業バックアップ資金</p> <table border="1"> <tr><th>項目</th><th>内容</th></tr> <tr><td>略</td><td></td></tr> <tr><td>金利</td><td>年1.95%</td></tr> <tr><td>略</td><td></td></tr> </table> <p>オ 事業承継資金</p> <table border="1"> <tr><th>項目</th><th>内容</th></tr> <tr><td>略</td><td></td></tr> <tr><td>金利</td><td>年1.95%</td></tr> <tr><td>略</td><td></td></tr> </table>	項目	内容	略		金利	年1.60%	略		項目	内容	略		金利	年2.10%以内	略		項目	内容	略		金利	融資対象(1) 年2.10% 融資対象(2) 年1.85%以内	略		項目	内容	略		金利	融資対象(1) 10年目まで年1.30%、11年目以降はその時点での経営安定資金（長期）の利率以内とする。 融資対象(2)及び(3) 年1.60%	略		取扱期間	平成28年4月1日から令和9年3月31日の保証承諾分まで	項目	内容	略		金利	年1.95%	略		項目	内容	略		金利	年1.95%	略		<p>(3) 緊急資金繰り対策貸付 緊急資金繰り支援資金</p> <table border="1"> <tr><th>項目</th><th>内容</th></tr> <tr><td>略</td><td></td></tr> <tr><td>金利</td><td>年1.3%</td></tr> <tr><td>略</td><td></td></tr> </table> <p>(4) 特別対策貸付 ア 再生支援資金</p> <table border="1"> <tr><th>項目</th><th>内容</th></tr> <tr><td>略</td><td></td></tr> <tr><td>金利</td><td>年1.80%以内</td></tr> <tr><td>略</td><td></td></tr> </table> <p>イ 地域産業支援資金</p> <table border="1"> <tr><th>項目</th><th>内容</th></tr> <tr><td>略</td><td></td></tr> <tr><td>金利</td><td>融資対象(1) 年1.80% 融資対象(2) 年1.55%以内</td></tr> <tr><td>略</td><td></td></tr> </table> <p>ウ 地方創生推進資金</p> <table border="1"> <tr><th>項目</th><th>内容</th></tr> <tr><td>略</td><td></td></tr> <tr><td>金利</td><td>融資対象(1) 10年目まで年1.00%、11年目以降はその時点での経営安定資金（長期）の利率以内とする。 融資対象(2)、(3) 年1.30%</td></tr> <tr><td>略</td><td></td></tr> <tr><td>取扱期間</td><td>平成28年4月1日から令和8年3月31日の保証承諾分まで</td></tr> </table> <p>エ 創業バックアップ資金</p> <table border="1"> <tr><th>項目</th><th>内容</th></tr> <tr><td>略</td><td></td></tr> <tr><td>金利</td><td>年1.65%</td></tr> <tr><td>略</td><td></td></tr> </table> <p>オ 事業承継資金</p> <table border="1"> <tr><th>項目</th><th>内容</th></tr> <tr><td>略</td><td></td></tr> <tr><td>金利</td><td>年1.65%</td></tr> <tr><td>略</td><td></td></tr> </table>	項目	内容	略		金利	年1.3%	略		項目	内容	略		金利	年1.80%以内	略		項目	内容	略		金利	融資対象(1) 年1.80% 融資対象(2) 年1.55%以内	略		項目	内容	略		金利	融資対象(1) 10年目まで年1.00%、11年目以降はその時点での経営安定資金（長期）の利率以内とする。 融資対象(2)、(3) 年1.30%	略		取扱期間	平成28年4月1日から令和8年3月31日の保証承諾分まで	項目	内容	略		金利	年1.65%	略		項目	内容	略		金利	年1.65%	略	
項目	内容																																																																																																				
略																																																																																																					
金利	年1.60%																																																																																																				
略																																																																																																					
項目	内容																																																																																																				
略																																																																																																					
金利	年2.10%以内																																																																																																				
略																																																																																																					
項目	内容																																																																																																				
略																																																																																																					
金利	融資対象(1) 年2.10% 融資対象(2) 年1.85%以内																																																																																																				
略																																																																																																					
項目	内容																																																																																																				
略																																																																																																					
金利	融資対象(1) 10年目まで年1.30%、11年目以降はその時点での経営安定資金（長期）の利率以内とする。 融資対象(2)及び(3) 年1.60%																																																																																																				
略																																																																																																					
取扱期間	平成28年4月1日から令和9年3月31日の保証承諾分まで																																																																																																				
項目	内容																																																																																																				
略																																																																																																					
金利	年1.95%																																																																																																				
略																																																																																																					
項目	内容																																																																																																				
略																																																																																																					
金利	年1.95%																																																																																																				
略																																																																																																					
項目	内容																																																																																																				
略																																																																																																					
金利	年1.3%																																																																																																				
略																																																																																																					
項目	内容																																																																																																				
略																																																																																																					
金利	年1.80%以内																																																																																																				
略																																																																																																					
項目	内容																																																																																																				
略																																																																																																					
金利	融資対象(1) 年1.80% 融資対象(2) 年1.55%以内																																																																																																				
略																																																																																																					
項目	内容																																																																																																				
略																																																																																																					
金利	融資対象(1) 10年目まで年1.00%、11年目以降はその時点での経営安定資金（長期）の利率以内とする。 融資対象(2)、(3) 年1.30%																																																																																																				
略																																																																																																					
取扱期間	平成28年4月1日から令和8年3月31日の保証承諾分まで																																																																																																				
項目	内容																																																																																																				
略																																																																																																					
金利	年1.65%																																																																																																				
略																																																																																																					
項目	内容																																																																																																				
略																																																																																																					
金利	年1.65%																																																																																																				
略																																																																																																					

**長崎県告示第274号**

長崎県水産部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第398号）の一部を次のように改正し、令和7年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和8年4月7日

長崎県知事 平田 研

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前																				
別表（第2条関係） 漁政課関係	別表（第2条関係） 漁政課関係																				
<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>											<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>										

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1及び2 略					1及び2 略				
3 漁協機能向上支援事業費補助金	地域の中核的組織としての漁協機能の向上を図るため、経営計画の策定及び合併推進のための取組を支援する。	組合の役職員、組合員等を対象として行う合併推進のための啓発活動、研修会の開催、合併検討組織の運営及び合併実務の指導等に要する経費	2分の1以内	長崎県漁協合併推進委員会	3 漁協機能向上支援事業費補助金	地域の中核的組織としての漁協機能の向上を図るため、経営計画の策定及び合併推進のための取組を支援する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 経営計画等策定支援事業組合が課題解決を図るため、経営計画等(経営改善計画、合併計画を含む。)を策定する際行う経営診断等に要する経費 (2) 漁協合併推進事業組合の役職員、組合員等を対象として行う合併推進のための啓発活動、合併検討組織における運営、合併実務の指導及びワークショップ開催等に要する経費	(1) 2分の1以内  (2) 2分の1以内	(1) 水産業協同組合  (2) 長崎県漁協合併推進委員会
4及び5 略					4及び5 略				
6 水産業コスト削減緊急対策事業費補助金	コスト削減等に資する施設整備及び機器導入などの取り組みを支援すること で、物価高騰の影響を受けている県内水産関係事業者のコスト削減、省力化及び効率化を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 施設・設備の整備に要する経費 (2) 機器導入に要する経費 (3) 所属組合員が実施する漁船機関のオーバーホールに要する経費	(1) 2分の1以内 (2) 2分の1以内又は3分の2以内 (3) 所属組合員ごと2分の1以内	(1)及び(2) 知事が適当と認め、県内漁業者等	6 水産業デジタル力向上支援事業費補助金	デジタルツールを活用できる人材の育成を支援すること で、物価高騰等の影響を受けている県内漁業者等の生産性向上や業務効率化を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 人材育成に要する経費 (2) 機器等の導入に要する経費	3分の2以内	知事が適当と認め、県内漁業者等

		(4) 漁業協同組合が(3)の経費を助成する場合、当該事業に伴う事務経費	内 (4) 漁船機関のオーバーホールを実施する所属組合員1者当たり 2,500円
--	--	--------------------------------------	--

--	--	--	--

漁業振興課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
--------	-------	---------------	--------	-------

漁業振興課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1 高級魚クエ資源増大支援事業費補助金	重要魚種であるクエの資源増大及び維持を図る。	クエ種苗の購入及び標識装着に要する経費	3分の2以内	各地域栽培漁業推進協議会

1～4 略

5	海洋環境の変化に対応した経営多角化支援事業費補助金	海洋環境の変化が要因と考えられる漁獲量の減少が見られた閉鎖性海域を操業海域とする漁業者の経営の安定化を図るため、経営多角化に取り組む漁業者を有する漁業協同組合に対して支援を行う。	新規漁法・養殖の導入又は既存漁法・養殖の拡充に必要な資材の購入に要する経費	2分の1以内 (上限：1漁協当たり5,000千円)	漁業協同組合
---	---------------------------	---	---------------------------------------	------------------------------	--------

2～5 略

水産経営課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	略			
2	漁業と漁村を支える人材づくりのため、漁業	次に掲げる事業に要する経費 (1) 実習プログラム事業	2分の1以内	(1)

水産経営課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	略			
2	漁業と漁村を支える人材づくりのため、漁業	次に掲げる事業に要する経費 (1) 担い手体験取組事業	(1) 2分の1	(1) 市町

	<p>り事業 費補助 金</p>	<p>就業者の確 保・育成及 び新規就業 者の定着支 援、漁村づ くりの推進 を図る。</p>	<p>ア 漁業未経験者に対し、補助対象者が行う漁業体験研修等に要する経費 イ 新規漁業就業者の受入体制の整備及び漁業伝習所（支所）の設置、運営等に要する経費 (2) 漁業就業実践研修事業 新規就業の意欲及び能力があると認められた者が受講する漁業技術研修に要する経費 (3) 受入体制づくり事業 新規就業者等が所属する青壮年部や女性部の連合体が市町を超えた交流を行う際に要する経費</p>	<p>ア 市町 イ 市町、長崎県漁業協同組合連合会、長崎県旋網漁業協同組合、一般社団法人長崎県以西底曳網漁業協会 (2) 市町 (3) 漁業協同組合の青壮年部及び女性部の連合体</p>		<p>り事業 費補助 金</p>	<p>就業者の確 保・育成及 び新規就業 者の定着支 援、漁村づ くりの推進 を図る。</p>	<p>漁業経験のない小学生から18歳に達するまでの者に対し、補助対象者が行う漁業体験研修等に要する経費 (2) 受け皿づくり推進事業 新規漁業就業者の受入体制の整備及び漁業伝習所（支所）の設置、運営等に要する経費 (3) 漁業就業実践研修事業 1 新規就業の意欲及び能力があると認められた者が受講する漁業技術研修に要する経費 (4) 新規漁業就業者定着支援事業 ア 移住してきた新規漁業就業者の漁具等に要する経費 イ 移住してきた新規漁業就業者が受講する漁業技術研修に要する経費</p>	<p>1以 内 (2) 2 分の 1以 内 (3) 2 分の 1以 内 (4) 6 分の 1以 内 イ 2 分の 1以 内</p>	<p>(2) 市町 長崎県漁業協同組合連合会 長崎県旋網漁業協同組合 一般社団法人長崎県以西底曳網漁業協会 (3) 市町 (4) 市町</p>
--	--------------------------	---	---	--	--	--------------------------	---	---	---	---

								ウ 技術向上 若しくは漁 業種類の転 換又は多角 化による経 営安定のた めの研修の 実施に要す る経費	ウ 2 分の 1以 内	
							(5) 漁村グルー プ活動支援事 業	ア 異業種と の連携、 特産品や浜 等のPR、伝 統文化の保 存・活用に 要する経費	(5) 2 分の 1以 内	(5) 漁 業協 同組 合の 青壯 年部 及び 女性 部の 連合 体
							イ 漁村の男 女共同参 画、海浜清 掃、ボラン ティア活動 等の参画に 要する経費	イ 2 分の 1以 内		
							ウ 漁業所得 向上を図る ための学習 会、先進地 視察、技術 導入等に要 する経費	ウ 2 分の 1以 内		
							(6) 漁村づくり 先進地視察研 修事業 漁村づくり の推進を図る ために行う視 察研修に要す る経費	(6) 2 分の 1以 内	(6) 市 町漁 業協 同組 合そ の他 知事 が適 当と 認め る団 体	
3～12 略					3～12 略					
13	漁協経 費負担 軽減対 策事業 費補助 金	漁協等の施 設や機器等 の更新に要 する費用を 支援し、節 電効果等によるランニ ングコスト	維持費の削減や 省エネなど漁協 経費の削減を図 るための既存施 設や機器の更新 に要する経費	略	13	漁協経 費負担 軽減対 策事業 費補助 金	漁協施設等 の更新に要 する費用を 支援し、節 電効果等によるランニ ングコスト の低減及び	維持費の削減や 省エネなど漁協 経費の削減を図 るための既存施 設の更新に要す る経費	略	

		の低減及び機器性能向上による漁獲物付加価値向上に資する。			
14	いか釣り漁業経営安定化事業費補助金	<p>燃油や資材等の経費を多く使用するいか釣り漁業において、生産性の向上や効率化に資する機器等の整備や取組を支援し、物価高騰の中でも安定的に経営を維持できる経営体育成を図る。</p>	<p>補助金の対象となる経費は、漁協に所属する取組主体が行う次に掲げる設備・機器等導入の取組に要する経費とする。ただし、機器等本体価格以外の経費は認めない。</p> <p>(1) いか釣り漁業の省コスト化や漁獲効率向上に資する設備・機器等の整備</p> <p>(2) いか釣り漁業における漁獲物の付加価値向上対策に資する設備・機器等の整備</p> <p>(3) いか釣り漁業者の漁法の多角化に必要な設備・機器等の整備</p>	取組主体が取組む該当経費の合計額の2分の1以内	漁業協同組合

		機器性能向上による漁獲物付加価値向上に資する。		
--	--	-------------------------	--	--

水産加工流通課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～17 略					
18	養殖用配合飼料高騰対策事業費補助金	本県養殖業者が漁業経営セーフティネット構築事業実施要領（平成21年水漁第3037号）第5により国が実施する養殖用配合飼料価格安定対策事業（以下「飼料セーフ	次に掲げる事業に要する経費 (1) 飼料セーフティネット事業の令和8年度の加入に伴う所属組合員及び同事業に漁業協同組合を通じて加入する県内陸上養殖業者（以下「陸上養殖業者」という。）の配合飼料補填積	略	

水産加工流通課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～17 略					
18	養殖用配合飼料高騰対策事業費補助金	本県養殖業者が漁業経営セーフティネット構築事業実施要領（平成21年水漁第3037号）第5により国が実施する養殖用配合飼料価格安定対策事業（以下「飼料セーフ	次に掲げる事業に要する経費 (1) 飼料セーフティネット事業の令和7年度の加入に伴う所属組合員及び同事業に漁業協同組合を通じて加入する県内陸上養殖業者（以下「陸上養殖業者」という。）の配合飼料補填積	略	



長崎県知事 平田 研

加入区

長崎市たちばな加入区

**長崎県告示第276号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認めた。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和8年4月7日

長崎県知事 平田 研

- 1 埋立ての竣功認可の年月日  
令和8年3月27日
- 2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所  
名 称 長崎県  
所在地 長崎県長崎市尾上町3番1号  
代表者の氏名 長崎県知事 平田 研  
代表者の住所 長崎県長崎市尾上町3番1号
- 3 埋立区域
  - (1) 位置  
長崎県長崎市野母町字里浦2023番12から2023番5に隣接する道路に隣接する無番地に至る地先公有水面並びに字堂ノ上1818番6に隣接する道路から字城ノ越1765番2に至る地先公有水面
  - (2) 区域  
省略（閲覧図書のとおり）
  - (3) 面積  
793.81平方メートル
- 4 埋立地の用途  
道路用地
- 5 埋立ての免許の年月日及び番号  
令和3年10月4日  
長崎県指令3港許第2号
- 6 閲覧場所  
長崎県長崎市魚の町4-1  
長崎市役所

**長崎県告示第277号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県県北振興局建設部において縦覧に供する。

令和8年4月7日

長崎県知事 平田 研

指定区域の名称			花高（4）	
所在地	市町名	大字	字	地番
		佐世保市	権常寺町	

公 告

地籍調査の成果の認証（公告）

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の市町村における地籍調査の成果を認証した。

令和8年4月7日

長崎県知事 平田 研

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
南島原市	R4年度から R7年度まで	地図及び簿冊	長崎県 南島原市 須川西第2	令和8年3月26日
南島原市	R5年度から R7年度まで	地図及び簿冊	長崎県 南島原市 須川西第3	令和8年3月26日
南島原市	R3年度から R7年度まで	地図及び簿冊	長崎県 南島原市 田平第7	令和8年3月26日
平戸市	R3年度から R7年度まで	地図及び簿冊	長崎県 平戸市 大久保第17	令和8年3月26日
平戸市	R4年度から R7年度まで	地図及び簿冊	長崎県 平戸市 前津吉A	令和8年3月26日
平戸市	R5年度から R7年度まで	地図及び簿冊	長崎県 平戸市 草積B	令和8年3月26日
五島市	R3年度から R7年度まで	地図及び簿冊	長崎県 五島市 野々切第四	令和8年3月26日
五島市	R5年度から R7年度まで	地図及び簿冊	長崎県 五島市 荒川第十四	令和8年3月26日

奈良尾漁港における漁港施設等活用事業の実施者の公募の変更（公告）

令和8年2月27日付けで公告した奈良尾漁港における漁港施設等活用事業の実施者の公募について、長崎県公式ウェブサイトのリニューアルにより、下記のとおり変更する。

令和8年4月7日

長崎県知事 平田 研

記

次の表に掲げる公告の変更部分は下線の部分である。

変更後	変更前
<p>3 応募方法、提出期限</p> <p>(1) 申込書等の入手方法 「奈良尾漁港 漁港施設等活用事業の実施計画 公募要領」及び各提出書類の様式は、長崎県水産部漁港漁場課のホームページからダウンロードすること。 <a href="https://www.pref.nagasaki.jp/doc/45520.html">https://www.pref.nagasaki.jp/doc/45520.html</a></p> <p>(2) 提出期限 令和8年4月13日（月） 17時必着</p> <p>(3) 提出先 4に記載の場所とする。</p>	<p>3 応募方法、提出期限</p> <p>(1) 申込書等の入手方法 「奈良尾漁港 漁港施設等活用事業の実施計画 公募要領」及び各提出書類の様式は、長崎県水産部漁港漁場課のホームページからダウンロードすること。 <a href="https://www.pref.nagasaki.jp/object/kenkaranooshirase/oshirase/774242.html">https://www.pref.nagasaki.jp/object/kenkaranooshirase/oshirase/774242.html</a></p> <p>(2) 提出期限 令和8年4月13日（月） 17時必着</p> <p>(3) 提出先 4に記載の場所とする。</p>

**土地改良事業計画の変更を適当とする旨の決定（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項の規定において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、平戸土地改良区の土地改良事業計画及び定款の変更を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項で準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に異議の申出をすることができる。

令和8年4月7日

長崎県知事 平田 研

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 変更後の土地改良事業計画書（平戸土地改良区 維持管理計画書）の写し
- (2) 変更定款の写し

2 縦覧期間

令和8年4月7日から令和8年4月27日まで

3 縦覧場所

平 日：平戸市役所農林水産部農林整備課  
土日祝日：平戸市役所警備員室

**測量の終了（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、壱岐市長から公共測量（デジタル航空写真撮影（写真地図作成））を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和8年4月7日

長崎県知事 平田 研

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
壱岐市	令和8年3月17日

**測量の終了（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎市長から公共測量（MMSによる画像データ・レーザ点群データ計測）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和8年4月7日

長崎県知事 平田 研

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎市内の一部（毛屋、長龍寺、小瀬戸町、崎山、蚊焼、平瀬町、水の浦町、大園町、星取、緑が丘町、三和町、葉山、宝町、堀切）	令和8年3月13日

**測量の終了（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、時津町長から公共測量（デジタル撮影、写真地図作成）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和8年4月7日

長崎県知事 平田 研

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日

時津町全域

令和8年3月25日

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通  
(八二四)  
二二  
二二  
四一

印刷所  
長崎市榑島町八番十二号

株式会社  
寺田宏  
弥ト